

## 文化遺産を活かした地域活性化事業費国庫補助要項

平成25年5月15日  
文化庁長官決定

### 1. 趣旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成25年5月15日文化庁長官決定）により策定される実施計画に基づき、文化遺産を活かした地域活性化を推進する事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地域の文化遺産の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等とする。

### 3. 補助対象事業

#### (1) 地域の文化遺産次世代継承事業

##### ① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業

ア 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作

イ 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成

##### ② 地域の文化遺産普及啓発事業

地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）

##### ③ 地域の文化遺産継承事業

ア 人材育成（後継者の育成等）

イ 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理

ウ 原材料の確保のための取組

##### ④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業

地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成又は調査研究

##### ⑤ その他

地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業

#### (2) 伝統文化親子体験教室事業

子ども達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業等

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### (1) 主たる事業費

##### ① 地域の文化遺産次世代継承事業

##### ② 伝統文化親子体験教室事業

#### (2) その他の経費

事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明		
文化遺産を活かした地域活性化事業	主たる経費	地域の文化遺産次世代継承事業経費	【共通】 ①情報発信、人材育成事業費  ②普及啓発事業費  ③継承事業費  ④記録作成、調査研究事業費  ⑤その他事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ ” ”		
				共済費	傷害保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る		
				報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外		
				旅費	普通旅費 費用弁償		実行委員会等構成員 外部有識者等	
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料			
				役務費	通信運搬費 現像焼付料			
				委託費	〇〇委託費			
				請負費	請負費			
				原材料費	〇〇費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。		
				需用費	消耗品費  印刷製本費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。		
				伝統文化親子体験教室事業経費	体験教室事業費	賃金	会場整理等賃金 資料整理等賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ ” ”
						共済費	傷害保険	
						報償費	講師等謝金 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
						旅費	普通旅費 費用弁償	

			使用料及び借料 役務費 委託費 需用費	会場借料 ○○借料 ○○損料 通信運搬費 現像焼付料 ○○委託費 消耗品費 印刷製本費	単価が10万円以下(税込)のものに限る。
その他の経費	事務経費	事務費	賃金 旅費 役務費 委託費 需用費	資料整理等賃金 普通旅費 費用弁償 通信運搬費 振込手数料 ○○委託費 消耗品費 印刷製本費	実行委員会等構成員 外部有識者等 単価が10万円以下(税込)のものに限る。